

函館市と株式会社日本免税との観光振興に関する連携協定書

函館市（以下「甲」という。）と株式会社日本免税（以下「乙」という。）は、それぞれが有する情報を活用し、観光客の受入環境整備をはじめとする観光振興に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が有する観光振興および地域課題に関する情報と乙が有する免税関連事業に関する情報を共有し、協働事業の展開により、観光客の受入環境整備をはじめとする観光振興に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲および乙は、この協定に基づき、次に掲げる事項について協働事業を実施するものとする。

- (1) 観光客の受入環境の維持および向上に関すること
- (2) 観光振興に資する情報の活用に関すること
- (3) その他甲乙協議により決定した事項

（連携の実施）

第3条 この協定に関わる協働事業の具体的な実施内容および方法については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（協定締結の事実の公表等）

第4条 乙は、この協定の締結の事実について、営業資料、提案資料、広告、ウェブサイトその他これらに類する媒体に掲載することができる。ただし、掲載に当たっては、甲が乙のサービス、商品、事業活動等を推奨、認定、保証または斡旋しているとの誤認を生じさせる表示をしてはならない。

2 甲は、乙による前項の掲載内容が、同項ただし書に反すると認めるときは、乙に対し、当該掲載内容の修正または使用の中止を求めることができる。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲または乙から書面による別段の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して3年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定の運用等に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名し、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年）7月22日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市
函館市長 大 泉 潤

東京都江東区亀戸2丁目7番8号

乙 株式会社日本免税
CEO 石 井 邦 知